

再開発担当

新橋田村町地区市街地再開発組合の解散について



発行 東京都

目次

- 不健全図書類の指定……………一
- …（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）…一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- …（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 市街地再開発組合の解散認可……………一
- …（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 知事指定薬物の指定……………三
- …（福祉保健局健康安全全部業務課）…三
- 告 示（教）……………三
- 東京都立中央図書館の休館……………三
- 東京都立多摩図書館の休館……………三
- 告 示（内水漁管）……………三
- 東京都内水面における共同漁業に係る漁場計画案についての公聴会の開催……………三
- 告 示（下水）……………四
- 指定納付受託者の指定……………四
- 告 示（議）……………四
- 東京都議会公印規程の一部改正……………四

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………五
- …（同）…五
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………五
- …（下水道局）…五

告 示

- 東京都告示第千五百八十二号
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。
- 令和四年十二月十六日
- 東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三四三	雑誌	DAITO COMI	著しく性的感情を刺激し、
		CS BLシリーズ	青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		愛重執心	
		五五九六〇一〇六	
		株式会社秋水社	

●東京都告示第千五百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千六百六十三号東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

令和四年十二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業葛飾第二・二種類型及び名称 ・四十六号青戸六丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十一年八月十二日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第千五百八十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき新橋田村町地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する

令和四年十二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第千五百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月十六日

# 新橋田村町地区の街づくりについて

## 1 計画地の位置・地区の概要

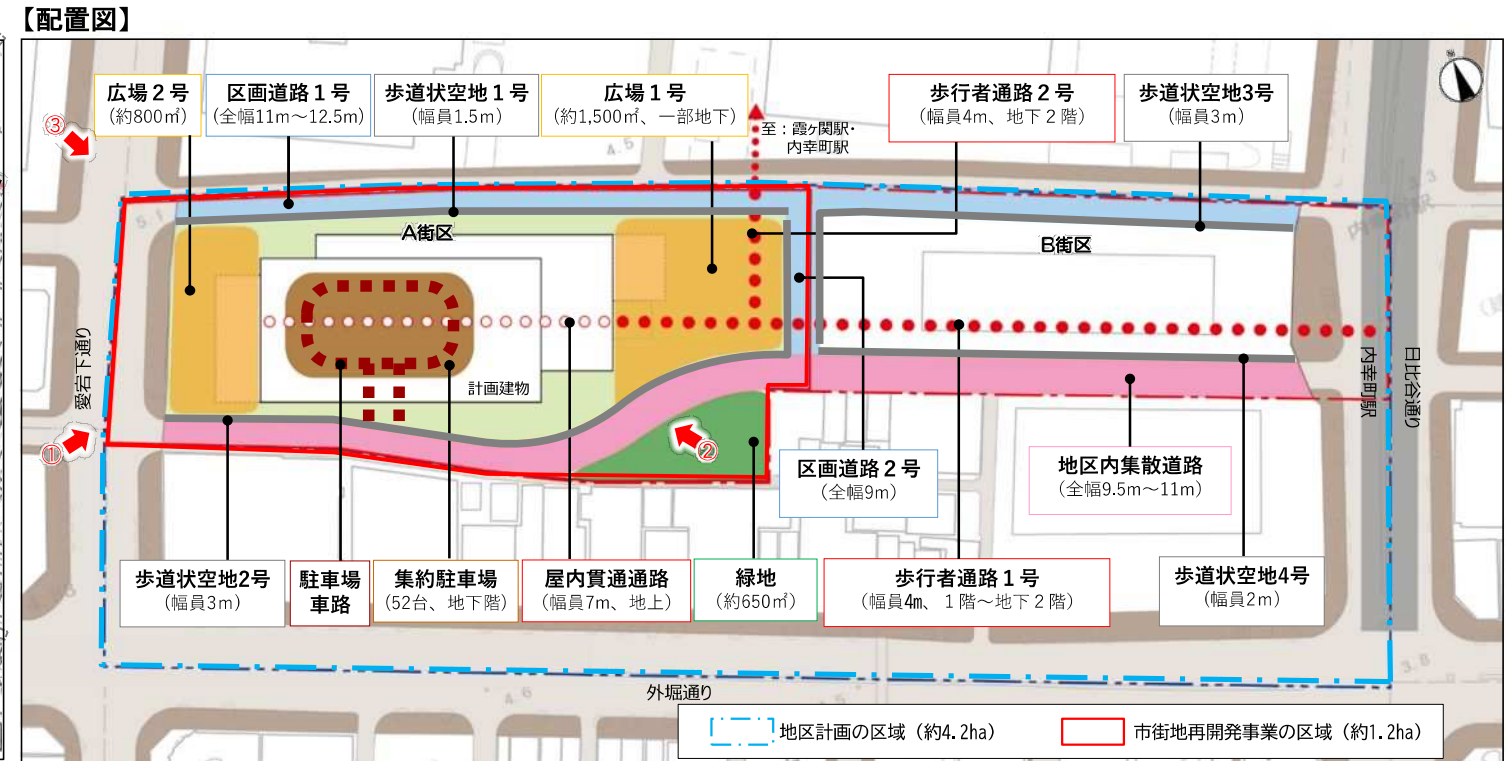
新橋田村町地区は、西側を愛宕下通りに面し、地下鉄内幸町駅、霞ヶ関駅、虎ノ門駅に近い、交通利便性の高い約1.2haの地区です。

地区内は、建物が老朽化しているとともに、小さな敷地や幅の狭い道路が存在し、土地の有効利用や防災面に課題があります。また、緑や憩いの空間の不足に加え、まちなぎわいが不足しているなど、都心に相応しい魅力あるまち並みが出来上がっていない状況でした。

街区再編や建物の更新に合わせて、道路や広場などの都市基盤を整備するとともに、周辺の市街地とのアクセス性に配慮した安全で快適な歩行者ネットワークを整備し、また、土地の合理的かつ健全な高度利用と業務、商業、文化・交流施設等の都市機能の更新により、魅力と活力のある複合市街地となりました。



出典：国土地理院ウェブサイト (https://www.gsi.go.jp) 基盤地図情報を加工して作成



## 2 これまでの主な経緯

- 平成26年 2月 : 新橋田村町地区市街地再開発準備組合設立
- 平成27年12月 : 西新橋一丁目北地区まちづくり協議会設立
- 平成29年 5月 : 都市計画決定
- 平成29年12月 : 組合設立認可

- 平成30年 2月 : 権利変換計画認可
- 平成30年 4月 : 工事着手
- 令和 3年 6月 : 工事完了
- 令和 4年12月 : 組合解散認可

## 3 整備する主な公共施設

種類	名称	幅員	延長・面積・台数	備考
道路	地区内集散道路	7.5m~11m (全幅9.5m~11m)	約290m	新設
	区画道路1号	5.5m~6m (全幅11m~12.5m)	約280m	拡幅
	区画道路2号	9m	約35m	拡幅
緑地	緑地	—	約650㎡	新設
その他の公共空地	広場1号	—	約1,500㎡	新設 (地上・地下・階段・昇降機等を含む。)
	広場2号	—	約800㎡	新設
	屋内貫通路	7m	約100m	新設
	歩行者通路1号	4m	約220m	新設(地上~地下)
	歩行者通路2号	4m	約20m	新設(地下)
	歩道状空地1号	1.5m	約160m	新設
	歩道状空地2号	3m	約200m	新設
	歩道状空地3号	3m	約160m	新設
	歩道状空地4号	2m	約120m	新設
	集約駐車場	—	52台	新設(地下)
駐車場車路	3.5m	約500m	新設(地上~地下)	

※新橋田村町地区で整備しない公共施設を含む

## 4 施設建築物の概要

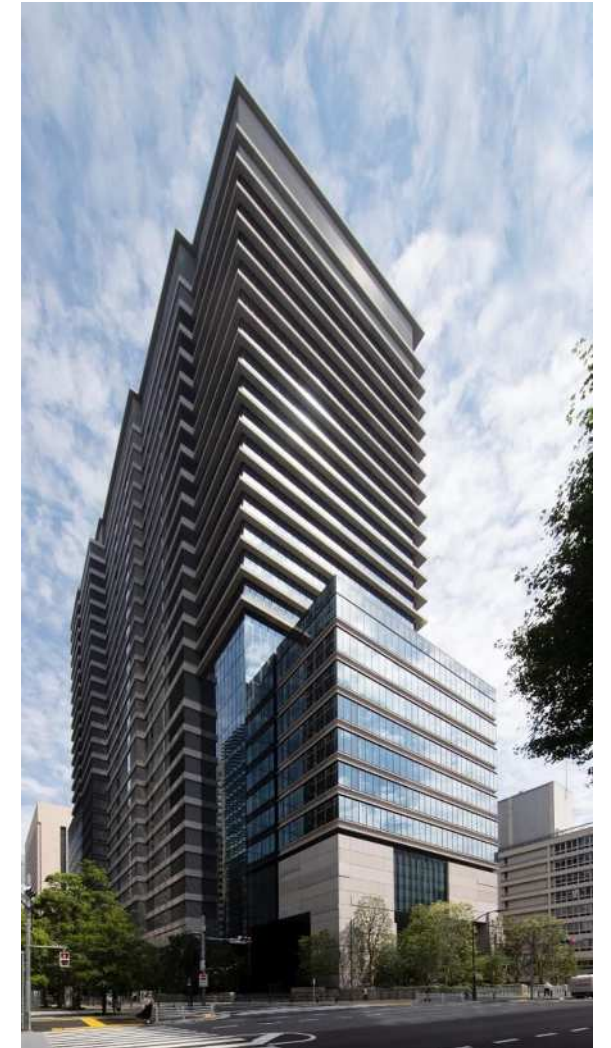
区域面積	約1.2 ha
敷地面積	約7,700㎡
延べ面積	約105,240㎡
建築面積	約4,550㎡
主要用途	事務所、店舗、駐車場
高さ	高層部：約150m 低層部：約70m
階数	地上27階、地下2階



①地区南西から広場2号及び地区内集散道路を望む



②緑地から建物低層部を望む



③建物外観(北西側から望む)